

インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

※ 消費税の軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も、従来と同様にコールセンターで受け付けています。

電話番号

0120-205-553(無料)

入電後は音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

「1」

インボイス制度に関する申請書や届出書の記載方法等に関するお問い合わせ

「2」

インボイス制度の概要やインボイスの記載事項及び2割特例に関するお問い合わせ

「3」

そのほかのインボイス制度及び軽減税率制度に関するお問い合わせ

受付時間

9:00~17:00(土日祝及び年末年始を除く)

○ 消費税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「[電話相談センター](#)」において、国税局の職員がお答えしています。

電話相談を希望される方は、「[0570-00-5901 \(国税相談専用ダイヤル\)](#)」にお電話いただき、音声ガイダンスに従い、相談する内容の番号を選択してください。

○ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方については、「[所轄の税務署](#)」において面接にて相談をお受けしています。

面接相談を希望される方は、あらかじめ「[所轄の税務署](#)」に電話（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（インボイス制度）」をご覧ください。 ※右のコードからもご覧になれます。



インボイス制度に関する相談・問合せ先

相談内容	相談・問合せ先	具体例
インボイス制度に関する 一般的 なご質問やご相談	<u>インボイスコールセンター</u> 0120-205-553	○インボイス発行事業者の登録申請手続についての一般的なご相談 ○インボイスに記載する内容についての一般的なご相談 ○軽減税率の対象品目についての一般的な考え方
既に登録済みの方の登録番号の確認や申請状況の確認 についてのお問い合わせ	<u>各国税局インボイス登録センター</u> ※管轄の国税局により異なりますので、登録センター案内ページ内でお問い合わせ先をご確認ください。	○申請書の受理・処理状況の確認 ○既に発行済みの登録番号の確認
インボイス制度に関する 個別的 なご質問やご相談	<u>所轄税務署</u> ※音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。	○個々の取引形態・個別具体的な事実関係に応じたご相談及び各事業者ごとの作成様式など、インボイス制度に関する個別相談 ○関係書類等により具体的な事実関係等を確認する必要があるご相談
e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法についてのご相談	<u>e-Tax・作成コーナーヘルプデスク</u> 0570-01-5901 又は 03-5638-5171	○e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法 ○送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ
消費税に関する一般的な ご相談	<u>電話相談センター</u> 0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル)	○制度や法令等の解釈・適用についてのご相談 ○手続案内など